

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方交付税の増額による一般財源総額の確保が必要不可欠であるとともに、国・地方間の税財源配分を見直し、税収の安定的な地方税体系を構築する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く求める。

記

1、地方税財源の充実確保について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。
- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図るとともに、現行制度を堅持すること。

2、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

- (1) 社会保障関係費の自然増など増嵩する財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより、地方交付税を増額し一般財源総額を確保すること。
- (2) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

泉南市議会

採決結果
平成25年9月26日 原案可決